

## 公聴会の運営等に関する要綱

平成 26 年 11 月 7 日制定

(目的)

**第 1 条** この要綱は、福岡市環境影響評価条例施行規則（平成 11 年福岡市規則第 43 号。以下「規則」という。）第 38 条の規定に基づき、福岡市環境影響評価条例（平成 10 年福岡市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 2 項（第 33 条第 1 項において適用する場合又は第 35 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 42 条第 4 項の規定により開催する公聴会（以下「公聴会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(公聴会の開催)

**第 2 条** 市長は、条例第 18 条の 2 第 2 項前段又は第 42 条第 4 項前段の要請があった場合において、関係地域内（福岡市域内に限る。）に住所又は勤務場所を有する者から要請があったときは公聴会を開催するものとする。

(公聴会の開催回数)

**第 3 条** 公聴会の開催回数は、1 回とする。

(市長の承認)

**第 4 条** 市長は、条例第 18 条の 2 第 3 項（第 33 条第 1 項において適用する場合又は第 35 条第 1 項若しくは第 42 条第 5 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による申出（以下「公述の申出」という。）があった場合において、次のいずれにも該当する場合は承認を行うものとする。

- (1) 公述の申出を行った者が関係地域内（福岡市域内に限る。）に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 公聴会開催要請書・意見公述申出書に記載された意見の公述の内容が環境の保全の見地からの意見であること。

(公述人への通知)

**第 5 条** 市長は、条例第 18 条の 2 第 3 項の規定による承認を行ったときは、当該公述の申出を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(公述人の人数)

**第 6 条** 公聴会において意見の公述を行う者（以下「公述人」という。）の人数は、15 人以上とする。

(公述人の選定等)

**第7条** 公述人の選定は、公述の申出を行った者の数が15人を超える場合に行うものとする。

(公述人の代理)

**第8条** 公述人の代理人による公述を認めないものとする。

(公述時間)

**第9条** 意見の公述に係る時間(以下「公述時間」という。)は、1人当たり10分とする。

(議長)

**第10条** 公聴会の議長(以下「議長」という。)は、環境局環境調整課長の職にある者をもって充てる。

(公述の順序)

**第11条** 公聴会の公述の順序は、公述の申出のあった順とする。

(欠席者の取扱い)

**第12条** 公述人が公聴会を欠席する場合において、事前に公述の内容が書面で提出されているときは、議長が指定する者がその書面を読み上げるものとする。

(公述人の遵守事項等)

**第13条** 公述人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 映写等の方法による公述を行わないこと。
- (2) 公述時間を超えて発言しないこと。
- (3) 旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 会場内でのビラ等の配布をしないこと。
- (5) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を見出し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

2 議長は、公述人が前項各号に掲げる事項に従わない場合は、当該公述人の公述を中止し、又は当該公述人を退場させることができるものとする。

(傍聴人の数の制限)

**第14条** 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、会場の規模等を考慮して傍聴人の数の制限を行うものとする。

2 議長は、前項の規定による傍聴人の数の制限を行うときは、原則として公聴会の開催

当日における傍聴の申出を受け付けた順に傍聴を認めるものとする。

(傍聴人の遵守事項等)

**第 15 条** 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (2) 会場における発言に対して、発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 会場内でのビラ等の配布をしないこと。
- (4) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を見出し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

2 議長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に従わない場合は、当該傍聴人を退場させることができるものとする。

3 議長は、公聴会の開始に当たり、傍聴人に対して、前 2 項各号に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならないこと及び当該事項に従わない場合は退場させるときがあることを述べるものとする。

(公述意見書)

**第 16 条** 条例第 18 条の 2 第 4 項前段（第 33 条第 1 項において適用する場合又は第 35 条第 1 項若しくは第 42 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会において述べられた意見を記載した書面（以下「公述意見書」という。）は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 公聴会の対象である対象事業の名称、種類及び規模
- (2) 公聴会の開催の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名
- (4) 公述人の公述の内容
- (5) その他経過に関し議長が必要と認めた事項

(公聴会において述べられた意見についての見解の提出期限)

**第 17 条** 市長は、条例 18 条の 2 第 4 項後段（第 33 条第 1 項において適用する場合又は第 35 条第 1 項若しくは第 42 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会において述べられた意見についての見解を記載した書類を、事業者に対し求める場合は、当該書類の提出期限は、市長が公述意見書を送付した日から起算して 1 月を経過する日とする。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。